

厚別西小学校いじめ防止基本方針

【本校児童の実態から】

意欲的に学習に取り組む姿や互いの考えを認め合う姿が見られています。

また、「あいさつの心、あとかたづけの心、あきらめない心、ありがとうの心」の育成を重点とした継続的な指導が功を奏し、子どもたちは明るく、素直に学校生活を送っています。ただ、子どもたちの中には“自分の思いを相手に伝える”事を苦手に行っている子も見られます。

それが原因で、仲間との心のすれ違いや誤解を生み、トラブルになることや嫌がらせやいじめにつながる言動もでてくる事も想定しておかなければなりません。

我々教職員は、常にアンテナを高くして、子どもたちの心の有り様や関わり合いに目を注ぎ、見守ってまいります。

【本校のいじめ防止基本方針】

- ◇全職員と児童、保護者の思い『いじめをしない・させない・見逃さない』を、本校に関わる全ての皆様に周知します。
- ◇子どもたち一人一人の成長を促し、安心して過ごせ、楽しく潤いのある環境を整える指導の充実を目指します。
- ◇事案が発生した時には、「迅速」「丁寧」に、なおかつ「慎重」に対処し、解決を導き出します。

【いじめ未然防止のための具体的な取組】…いじめ防止推進法 15、16条関連<学校として>

- ・全校朝会、学校だより、学年だより、保健だよりなどを活用して「いじめ」について発信し、「許さない」「起こさせない」という意志を定期的に伝えていきます。
- ・児童アンケートなどで、定期的に子どもたちの交友関係や意地悪やいじめの実態がないかどうかを把握します。
- ・たてわり活動や学年間交流、異校種交流などで、互いのよさを認めることや相手を気遣うことを具体的な場面で指導し、コミュニケーション能力の育成に努めます。

<学級として>

- ・一人一人の子どもたちが、のびのびと安心して学べる環境を整えます。
- ・互いの見方や考え方を学び合える場を設定し、間違えた発言や言動を「馬鹿にする」風潮を生まない学習規律を身に付けさせます。
- ・互いの長所や短所も受け入れあえるような学級風土をつくります。
- ・教育課程全体で道徳教育を推進します。特に、特別活動では自主性を大切にしながら、相手の気持ちを想像し、互いに折り合いをつける活動を推進します。

【いじめの早期発見のための具体的な取組】

- ・健康調べや、授業中で普段と違う様子が見られた場合には、声をかけるなどの手だてを取り、状況を把握します。
- ・子どもたちとの日常の会話や掃除給食当番での子ども同士の関わりあいから「疎外」や「嫌悪感」がないかを複数の目で見守り、いじめの早期発見のアンテナを高くします。
- ・児童アンケートなどで定期的に子どもたちの交友関係や意地悪、いじめの実態がないかどうかを把握します。

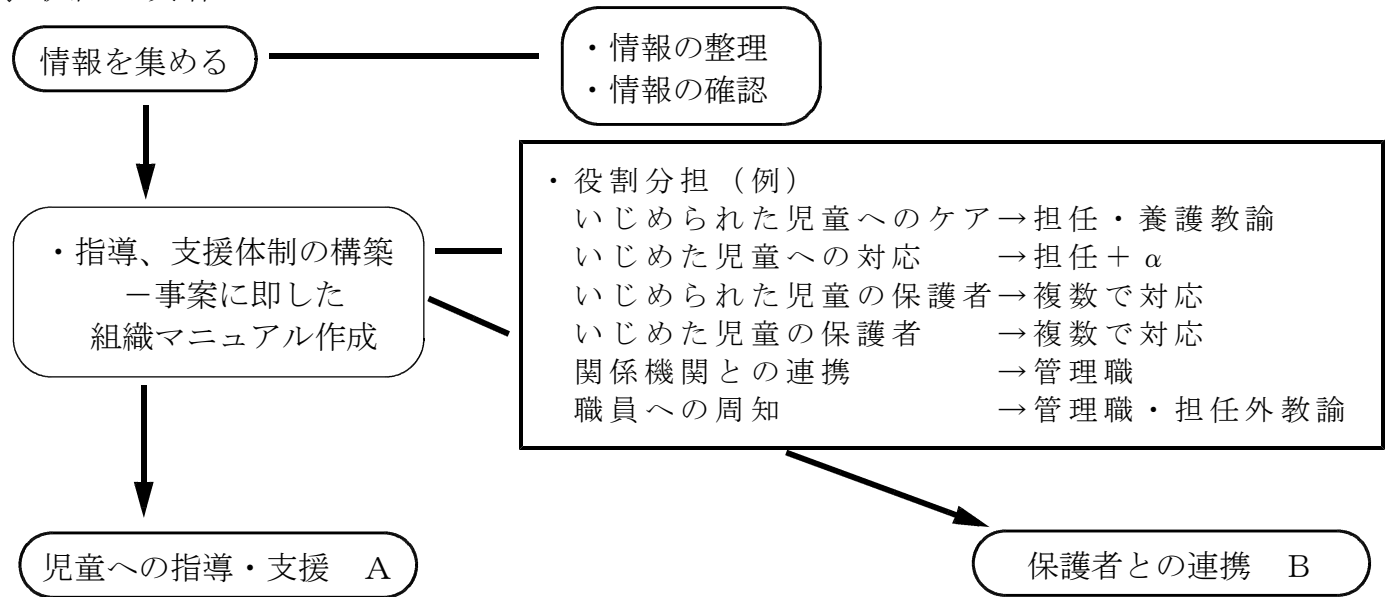
【事案が発生した時の取組】…いじめ防止推進法 22条関連

◇いじめ防止対策委員会（兼学びの支援委員会）の対応

構成委員：

教頭・教務主任・学びの支援コーディネーター・該当学年の担任
スクールカウンセラー等

◇取組の具体



○ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、児童に寄り添う支援体制を整えます。

(親しい友人、家族、教員、地域の人)

○ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育みます。

○ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。

○ つながりのある教職員を中心に、即日、被害児童宅、加害児童宅への家庭訪問を行い事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合います。

【事案後の再発防止の対応】

◇週単位、あるいは隔週単位で被害児童のその後の様子について聞き取り、継続していないかどうかの把握を行います。継続がない場合は、被害児童だけではなく、加害児童への声かけも行います。

◇把握した情報については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、今後とも家庭での見取りを行っていくことなどもお願いし、学校と家庭の双方で見守っていくことを確認していきます。

【事案後の指導の見直し】

◇同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進め、「いじめの未然防止の具体的な取組」の見直しや工夫を図ります。